

(仮称)掛川風力発電事業に係る環境影響評価準備書に関する意見

静岡県西部の遠州灘には、海岸沿いに東から3基6,000kW、8基16,000kW、8基15,970kW等の既設風力発電施設があるが、今回の事業計画は、これらの施設から更に西に10基20,000kWを建設するものであり、建設予定地が、既設風力発電施設に比べ住居や一般国道150号、観光農園に近接していること、既設風力発電施設と近接しているため複合影響の懸念があること、アカウミガメの産卵地として全国的に有名な遠州灘に隣接しているという地域特性がある。

今回提出された環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)は、「風力発電のための環境影響評価マニュアル(第2版)」(新エネルギー・産業技術総合開発機構、平成18年2月)により環境影響評価が実施されているが、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目、並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所主務省令」という。)による環境影響評価参考項目と比較すると、環境影響評価を実施していない項目や、実施内容について地域特性を反映していないものがある。

これらについて、発電所主務省令に基づいた環境影響評価の実施及び環境保全措置、事後調査計画について環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載し、また、環境影響評価、環境保全措置、事後調査を実施しない場合はその理由を記載し、環境影響への回避、低減が適切に図られることが重要である。

全般的事項

1 環境影響評価を実施していない項目について

発電所主務省令での参考評価項目において、今回環境影響評価を実施していない項目のうち、地域特性を踏まえて必要性の高い項目であるシャドーフリッカーについて環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

2 環境影響評価の実施内容の更なる充実について

- (1) 調査実施後に風力発電施設の計画位置を移動したことにより、騒音、低周波音について、移動後の風力発電施設からの影響が懸念される住居があるため、環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、既に稼動している他の風力発電施設との複合影響を考慮し、最新の知見を反映させ、定量的に予測・評価するものとし、その結果を評価書に記載すること。
- (3) 予測・評価に当たっては、選定項目毎に、必要に応じ専門家等からの助言を踏まえた上で科学的・客観的に行い、その結果を評価書に記載すること。

載すること。

- (4) 事後調査に関しては、例えば低周波音やバードストライクに係る予測や環境保全措置の効果に不確実性があるため、発電所主務省令第17条に基づき、事後調査の実施について具体的に評価書に記載すること。

3 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び電気事業法（昭和39年法律第171号）及び発電所主務省令等の関係法令に基づき、必要な事項を遺漏無く記載すること。
- (2) 準備書に対する本意見を踏まえて検討した結果、環境影響評価、環境保全措置、事後調査を実施しない場合は、その理由を評価書に記載すること。
- (3) 再調査、再予測、再評価、これらに基づく環境保全措置、事後調査について掛川市と協議を実施するとともに、地元住民への情報提供、意見聴取を実施し、これらの結果を踏まえて評価書を作成すること。
- (4) 何らかの理由により、当該事業者の親会社が株式譲渡する場合においても、今回の意見による環境への配慮が引き継がれるとともに、評価書に記載した環境の保全に適正に配慮して、発電設備が維持・運用されるよう適切に措置すること。
- (5) 工事中の工事用資材の搬出入、建設機械の稼動については、環境に十分配慮して行うこと。
- (6) 工事中、供用時、撤去時の資材のリサイクルや廃棄物の処分については、環境に十分配慮して行うこと。

個別事項

1 騒音、低周波音

- (1) 1号機から直近の住居までの距離が280m、その他についても300m程度と短く、これらの地点での予測・評価が実施されていないため騒音・低周波音の影響が懸念される。このため、これらの住居位置も予測・評価地点に追加した環境影響評価の実施、風力発電施設の配置や運転停止等を含めた環境保全措置及び事後調査の計画を評価書に記載すること。
- (2) 9号機、10号機については、近隣の既設風力発電施設との距離が150m程度であり、これら施設の影響が考慮されていないため、同施設との複合影響を考慮した環境影響評価の実施、風力発電施設の配置等を含めた環境保全措置及び事後調査の計画を評価書に記載すること。
- (3) 特に低周波音については、準備書に記載してある「国又は地方公共

団体の基準又は目標との整合性の検討」について、国等から示される最新の知見、基準値等と照らし合わせ再評価を行い、重大な環境影響が認められる場合には、風力発電施設の配置変更や運転停止等を含めた環境保全措置及び事後調査の計画を評価書に記載すること。

2 シャドーフリッカー

風力発電施設の計画位置周辺には、基幹幹線、住居、温室や大勢の人が利用する観光農園があるが、これらの施設へのシャドーフリッカーによる影響について環境影響評価が行われていないため、環境影響評価の実施、時間調整運転等の環境保全措置及び事後調査の計画を具体的に評価書に記載すること。

3 動物

(1) 鳥類（ミサゴ）の予測衝突率の計算について、近隣の既設風力発電施設の影響が考慮されていないため、同施設との複合影響を再調査した上で再予測・再評価を行い、その結果を評価書に記載すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、全国の衝突事例や保全措置の事例について最新の知見を考慮するとともに、風力発電施設の着色の有効性及びナセルの形状等を含めて検討し、評価書に記載すること。

(2) バードストライクの事後調査について、手法（死骸調査等）、時期、期間等の計画を評価書に記載すること。

(3) は虫類（アカウミガメ）については、風力発電施設の計画位置に面する遠州灘は全国的に有名な産卵地であるため、航空障害灯による影響を考慮した上で、発電所主務省令第8条第2項に基づき手法の選定について専門家等の助言を受けて再予測・再評価を実施し、環境保全措置及び事後調査を検討し、評価書に記載すること。

4 景観

(1) 対象事業実施区域周辺には、地域内外の多くの人に利用されているサンサンファーム等の観光農園があり、利用者から風力発電施設は大きく視認されることから、これらも主要な眺望地点に選定し、環境影響評価を実施し、環境保全措置及び事後調査を検討し評価書に記載すること。

(2) 掛川市では掛川市景観計画において景観形成に関わる基本的な方針を規定している。風力発電施設の計画位置周辺は基幹幹線、住居、温室や大勢の人が利用する観光農園があり、大規模な工作物である風力発電施設は、周辺の景観に与える影響が大きい。このため、風力発電施設設置に当たっては、掛川市景観計画を遵守するとともに、特に色彩の決定に当たっては、掛川市や地元住民と十分に協議すること。

5 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には観光農園があり、地域内外の多くの人に利用されている。このため、利用者へのシャドーフリッカーの影響について環境影響評価を実施し、時間調整運転等の環境保全措置及び事後調査の計画を具体的に評価書に記載すること。

以上